

食事療養費標準負担額

厚生労働省令の定めにて、令和6年6月1日より下記のように食事代が変更となります。ご確認をお願い致します。

		1食あたりの負担額		
		令和6年5月31日以前	令和6年6月1日以降	
一般		460円	490円	
市区町 村民税 非課税 世帯	低所得者Ⅱ	1食につき210円 (91日目以降160円)	1食につき230円 (91日目以降180円)	
	低所得者Ⅰ	70歳未満	1食につき210円 (91日目以降160円)	1食につき230円 (91日目以降180円)
		70歳以上 75歳未満	100円	110円
指定難病・ 小児慢性特定疾病の患者		260円	280円	